令和8年度　認知症高齢者グループホーム施設公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	施設整備補助金について 土地の所有者が建物を整備し、運営法人に有償で賃貸借契約を結ぶケースにおいては補助金対象にならないのでしょうか。グループ内の合同会社が土地を購入し、建物を建設する計画を考えております。	土地所有者と運営法人が異なる場合でも、補助金交付の対象になり得ますが、一定の条件を満たす必要があります。 なお、交付対象者の具体的な条件は以下の通りです。 （１）市内において介護施設等を整備する法人 （２）法人の設立を準備している設立代表者のうち市長が必要と認めたもの （３）介護施設等を運営する法人に有償で貸し付ける目的で介護施設等を整備する事業を行う土地所有者 ただし、介護施設等を運営する法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的かつ継続的に行われるよう、当該法人が次に掲げる要件に該当する場合に限る。 ①貸与を受ける不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ②賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ③賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払いが可能であると認められること。
2	建築主（法人）が地主（個人）から土地を貸借し建物を建設し運営法人に賃貸する計画です。計画地は市街化調整区域です。建築主と運営法人が異なっても市街化調整区域において認知症高齢者グループホームの建設は可能でしょうか。	認知症高齢者グループホームの建設において建築主と運営法人が異なることは可ですが、建設計画地での開発については、佐倉市役所市街地整備課等の関係課と事前に調整の上、計画の実現性の確認をお願いします。
3	建築主と運営法人が異なる場合、補助金は対象外でしょうか？	質問1をご参照ください。